平成２２年（フ）第４９６９号
東京都荒川区西日暮里２丁目37―19
破産者　池田　又造
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９７０号
東京都荒川区西日暮里２丁目37―19
破産者　池田　和子
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９７１号
東京都荒川区西日暮里２丁目37―19
破産者　池田　　愼
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５５５号
東京都小平市仲町332―４
破産者　前田　陽三
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５５３号
東京都杉並区上井草１―９―21―202、住民票上の住所東京都新宿区中井１丁目９―１
破産者　川口　梅代
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８１３号
東京都足立区舎人４丁目８―15―Ｂ―302
破産者　阿部　　敏
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８１４号
東京都足立区舎人４丁目８―15―Ｂ―302
破産者　阿部　昌代
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９６４号
和歌山県和歌山市田中町５丁目１―１―504、開始決定時の住所東京都豊島区池袋２丁目61―５―701
破産者　沖　　巖
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１７７号
神奈川県川崎市宮前区小台２丁目14―２―103
破産者　深堀　　彰
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２８６号
神奈川県相模原市南区東林間１丁目26―20
破産者　川崎　　桂
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４９１号
東京都八王子市元横山町２丁目９―10―433
破産者　深堀　保法
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４９５号
東京都新宿区新宿３丁目31番１号
破産者　有限会社ニューセンチュリーインベストメントコーポレーション
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４９６号
東京都新宿区新宿３丁目31番１号
破産者　株式会社ニューセンチュリーインベストメントコーポレーション
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４９７号
東京都中野区上高田２―14―８―205、住民票上の住所東京都中野区東中野１丁目45―15
破産者　中川　　仁
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５６７号
東京都中野区東中野１丁目11番16―403号
破産者　株式会社第一プランニングセンター
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５６９号
東京都中野区中野１丁目５―７―402
破産者　小野　敦志
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６００号
東京都荒川区西尾久６丁目14番18号
破産者　株式会社阿部軀体
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６０２号
東京都大田区大森北４丁目12―19―２
破産者　小久保耕二
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８６９号
東京都大田区南久が原１丁目23―８―103
破産者　池田由花里
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９３０号
千葉県浦安市堀江２丁目29―２―303
破産者　杉原　　徹
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０９９号
埼玉県蓮田市根金1785―４、住民票上の住所埼玉県久喜市栄１丁目６―２―204
破産者　櫻井　　崇
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１２８号
東京都西東京市東町１丁目８番20号、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区南大泉３丁目９番22号
破産者　有限会社ケルン
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部